

# 岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金

## <進出支援事業のご案内>

岐阜県では、県外本社の法人の方が、県内の指定施設にサテライトオフィスを開設する場合に、その進出を支援するために助成いたします。

### ■申請受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年2月7日（金）（必着）

※令和6年4月1日（月）～令和7年2月7日（金）までに賃貸借契約を締結したものに限りです。

※交付申請時にサテライトオフィスに入居していることが必要です。

※期間内であっても予算がなくなり次第、終了となります。

### ■補助対象者

次のいずれかのタイプに該当する県外法人であり、県内に初めてサテライトオフィスを開設するもの（個人事業主は不可）

（1）都市圏型：本社が特別区・政令指定都市・中核市・施行時特例市に所在する法人

（2）地域振興型：「地域課題の解決に資する事業」又は「地域資源を活用する事業」を行う法人

「事業例」担い手育成、害獣対策、町の賑わい創出、空き家対策等の事業

地域の特産品の販路拡大、自然を活かした体験企画等の事業

※ご注意：小売・飲食等接客サービス目的の店舗は対象外になります。

### ■対象施設

岐阜県が指定するサテライトオフィス入居用の賃貸施設

### ■補助額

100万円

※5年分の賃料が100万円未満の場合は、その額を上限とする。

### ■留意事項

- ・交付申請を希望する場合は、事前に企業誘致課にご相談ください。
- ・次のいずれかの場合には、補助金の返還が生じますので、ご注意ください。
  - （1）虚偽の内容や利用の実態等が判明したとき（全額返還）
  - （2）補助金の申請日から3年未満で施設の利用を終了したとき（全額返還）
  - （3）補助金の申請日から3年以上5年以内で施設の利用を終了したとき（半額返還）
- ・令和5年度から5年間、活動状況の報告が必要になります。
- ・その他詳細は「岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱」を参照ください。

## ■提出書類

- (1) 岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 直近2年間の決算書の写し
- (4) 定款
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 賃貸借契約書
- (7) 口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票

## ■提出先及びお問合せ先

様式は、入居する施設の管理者から提供していただくか、以下の問合せ先にご連絡をお願いします。

なお、郵送による申請の場合は、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録等）にてお送りいただきますようご依頼願います。

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係<br>〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1 10階<br>電話：058-272-8372 FAX：058-278-2659 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|